

京都市交通局高速鉄道係員規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第31号

京都市交通局高速鉄道係員規程の一部を改正する規程

京都市交通局高速鉄道係員規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第1節 構成 (構成)	第1節 構成 (構成)
第3条 運輸係員（以下この章において「係員」という。）は、次のとおりとする。	第3条 運輸係員（以下この章において「係員」という。）は、次のとおりとする。
高速鉄道部長	高速鉄道部長
運輸課長	運輸課長
運輸係長	運輸係長
運輸係員（ <u>嘱託職員を含む。</u> ）	運輸係員
安全運行管理官	安全運行管理官
運転係長	運転係長
運転指令区長	運転指令区長
運転指令主任助役	運転指令主任助役
運転指令助役	運転指令助役
運輸事務所長	運輸事務所長
お客様サービス推進員	お客様サービス推進員
接客向上係長	接客向上係長
乗務区長	乗務区長
乗務主任助役	乗務主任助役
指導主任助役	指導主任助役

乗務助役

高速指導運転士

高速運転士 (嘱託職員を含む。)

高速車掌 (嘱託職員を含む。)

駅務区長

駅務主任助役

駅務助役

駅職員

2 運輸課に、担当課長、課長補佐、担当課長補佐又は担当係長が置かれている場合にあつては、担当課長、課長補佐、担当課長補佐又は担当係長を係員とし、その職務等については、京都市交通局事務処理規程第3条第4項及び第5項並びに第4条第3項の規定を適用する。

3 運輸事務所に、所長補佐又は担当係長が置かれている場合にあつては、担当係長を係員とし、その職務等については、京都市交通局事業所規程第34条第2項の規定を適用する。

4 (略)

第5章 車両係員

第1節 構成

(構成)

第46条 車両係員(以下この章において「係員」という。)は、次のとおりとする。

高速鉄道部長

車両工場長

乗務助役

高速指導運転士

高速運転士

高速車掌

駅務区長

駅務主任助役

駅務助役

駅職員

2 運輸課に、担当課長又は担当係長が置かれている場合にあつては、担当課長又は担当係長を係員とし、その職務等については、京都市交通局事務処理規程第3条第6項及び第4条第3項の規定を適用する。

3 運輸事務所に、担当係長が置かれている場合にあつては、担当係長を係員とし、その職務等については、京都市交通局事業所規程第34条第2項の規定を適用する。

4 (略)

第5章 車両係員

第1節 構成

(構成)

第46条 車両係員(以下この章において「係員」という。)は、次のとおりとする。

高速鉄道部長

車両工場長

検車区長	検車区長
<u>操車主任</u>	
検車主任	検車主任
検車係員	検車係員
<u>修車区長</u>	
<u>修車主任</u>	
<u>修車係員</u>	
2～3 (略)	2～3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(企画総務部職員課)